

令和2年11月5日

生徒・保護者の皆様へ

岡山学芸館高等学校
岡山学芸館清秀中学校・高等部
校長 森 健太郎

インフルエンザに係る治癒証明書の取扱いの変更について(お知らせ)

平素より本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り、感謝申し上げます。

この度、インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）に罹患した場合の治癒証明書の取扱いを次のとおり変更します。学校への連絡・手続きにつきましては、次のとおり、よろしくお願いいたします。

記

- 1 風邪症状で欠席する場合には、原則として保護者が欠席連絡を入れてください。
- 2 受診によりインフルエンザが判明した場合やPCR検査を受ける場合は、速やかに学校へ連絡ください。
- 3 再登校にあたり、学校へ提出するもの
 - ① ふつうの風邪症状だった場合
これまでもお知らせしておりますとおり、現在は、風邪症状も以下の申し出があった場合、出席停止の扱いとなります。
「新型コロナウイルス感染症対策のためにやむを得ず登校できない場合の連絡票」に保護者の方がご記入（捺印は廃止）の上、学校へご提出ください。**【再登校後、1週間以内に提出ください】**
注：風邪症状とは、発熱、咳、鼻汁、倦怠感、筋肉痛、嘔吐、下痢など
 - ② インフルエンザと診断された場合
現 状：原則として医師が作成する治癒証明書を取得し、学校へ提出する。

変更点：原則として、医師が作成する治癒証明書の提出は不要です。その代替として、保護者が作成する「インフルエンザ罹患報告書」を提出ください。

※下宿の場合など保護者が作成できない場合は、別途ご相談下さい。

- ③ その他の学校感染症に係る治癒証明書の取扱いについて
学校保健安全法施行規則第 18 条に規定するインフルエンザ以外の感染症に係る治癒証明書の取扱いについては、従前通り学校に提出が必要です。

上記書類は、いずれも岡山学芸館ホームページからダウンロードできます。
（「在校生の方へ」をクリックください）

※各自の健康状態を把握するため、症状がなくても生徒手帳または健康観察記録表に、毎日の検温記録を記載してください。